

許 可 申 請 書

年 月 日

大東市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号 ( )

都市計画法第53条第1項の規定による許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1	建築物の敷地の所在及び地番			
2	建築物の構造及び階数			
3	新築、増築、改築又は移転の別			
4	敷地面積	建築面積	延べ床面積	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	

※ 許 可 証 欄

第 号

年 月 日

この申請は、次の条件を付けて許可します。

大東市長 逢坂 伸子

※ 備 考

条件

本申請の建築物を売る場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業の施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨十分説明すること。

(教示)

この処分に不服があるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えをすることができます。

- この指令書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この指令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は、大東市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 注) 1 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 4欄の( m<sup>2</sup>)については、都市施設の区域または市街化開発事業の施行区域内にかかる面積を記入すること。

※ 大東市受付欄